

随 意 契 約 結 果 書

物品等の名称及び数量	光ファイバーケーブル賃貸借
契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び 所在地	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 布村 明彦 大阪府中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館
契 約 締 結 日	平成20年4月1日
契約の相手方の 氏名及び住所	(株)ケイ・オプティコム 大阪府北区西天満5丁目14番10号 梅田UNビル3階
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	122,500(月額)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	122,500(月額)
随意契約によること とした理由	別紙のとおり
備 考	落札率100% 単価契約

随意契約理由書

1. 契約件名 光ファイバーケーブル賃貸借

2. 業者名 株式会社 ケイ・オブティコム

3. 随契理由

本契約は、情報通信基盤整備として、近畿地方整備局と保全指導・監督室間において光ファイバーケーブルの賃貸借契約を行うものである。

情報通信基盤整備は、「電子政府」実現に向け閣議決定された「行政情報化推進基本計画」に基づき、国土交通省においても、「建設省情報通信ネットワークビジョン」（平成9年7月）を公表し、整備目標・方針等を取りまとめている。

これらを受け、近畿地方整備局においても大量の情報を高速に伝送可能にする情報通信の核となる光ファイバーネットワーク整備を実施しており、地方整備局内基盤整備の一環として、営繕部においては賃貸借により整備を行うものである。

光ファイバーケーブルを他事業者等に貸し出すサービスを行っている事業者は、軌道敷地を活用した近鉄、南海、京阪、阪急、阪神の各私鉄系事業者及び電話、電力柱等を活用したNTT、電力会社がある。そのうち本局と保全指導・監督室を最短で利用できるサービスができるのは、NTTおよび電力会社である。貸し出す対象事業者は、電気通信事業法で定められた電気通信事業者が対象とされ、関西電力系列の上記業者及びNTTである。しかし、NTTから同サービスを受けるためには、新たな工事が必要となることと、平成13年度より賃貸借契約を締結して同契約を支障なく履行している上記業者と引き続き随意契約を行うものである。

4. 随契する根拠法令

会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号